

公益財団法人戸田市文化スポーツ財団個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、個人情報を保護することが個人の尊厳を確保するために必要不可欠であることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、市民の自己に関する個人情報の開示の請求等の権利を保障することにより、公正で民主的な公益財団法人戸田市文化スポーツ財団（以下「財団」という。）の運営の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報は、除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声等により、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報をいう。
- (2) 市民 市内に住所を有する者及び市内に住所を有しないが、財団に個人情報の収集、利用、保管等（以下「収集等」という。）をされているものをいう。
- (3) 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- (4) 自己情報 情報（公益財団法人戸田市文化スポーツ財団情報公開規程（平成13年規程）第2条第1号に規定する情報をいう。以下同じ。）に記録されている本人に関する個人情報をいう。

(財団の責務)

第3条 財団は、個人情報の収集等を行うに当たっては、この規程の目的を達成するため、適切な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

2 財団は、財団の職員に対する研修等の啓発活動の推進に努めなければならない。

3 財団の職員は、職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報収集の原則)

第4条 財団は、個人情報を収集する場合は、個人情報を取扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の名称及び目的を明らかにし、当該目的を達成するために必要最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 財団は、個人情報を収集する場合は、次の各号に定める場合を除き、本人から直接これを収集しなければならない。

(1) 法令又は規程（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により既に公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 財団が、戸田市個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）の意見を聞いた上で、公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益を侵害するおそれがないとき。

3 財団は、前項第4号及び第5号の規定により個人情報を本人以外の者から収集する場合は、速やかに、その事実及び内容を本人に通知しなければならない。ただし、審議会が特に本人に通知する必要がないと認めたときは、この限りではない。

(収集してはならない個人情報)

第5条 財団は、法令等に定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる個人情報を収集してはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる又はなり得る事実に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項
- (4) 前3号に定めるもののほか、財団が、審議会の意見を聴いて、基本的人権を侵害する原因となるおそれがあると認める事項

(個人情報取扱事務の登録)

第6条 財団は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、次に掲げる事項を理事長に届出てその登録を受けなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び目的
- (2) 個人情報取扱事務の管理責任者
- (3) 個人情報取扱事務の対象となる個人情報に関する事項
- (4) その他細則に定める事項

2 財団は、前項の登録に係る事務を変更し、又は廃止する場合は、速やかに、その旨を理事長に届け出なければならない。

3 理事長は、前2項の届出が提出された場合は、当該届出を審議会に報告しなければならない。

4 理事長は、個人情報取扱事務登録簿を市民の閲覧に供しなければならない。

(目的外利用等の制限)

第7条 財団は、個人情報取扱事務の目的外のために個人情報を利用(以下「目的外利用」という。)し、又は財団以外のものにこれを提供(以下「外部提供」という。)してはならない。

2 財団は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)をすることができる。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により既に公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 財団が、審議会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益を侵害するおそれがないとき。

3 財団は、前項第4号及び第5号の規定による目的外利用等をしたときは、速やかに、その事実内容を本人に通知するとともに、審議会に報告しなければならない。ただし、審議会が特に本人に通知する必要がないと認めたときは、この限りでない。

4 財団は、個人情報を外部提供する場合は、その提供先に対し、当該個人情報の使用目的及び方法について制限を課し、かつ、その適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう指導しなければならない。

(適正管理)

第8条 財団は、個人情報の適正な管理を行うため、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

(1) 個人情報を正確かつ最新の状態に保つこと。

(2) 個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失、盗用その他の事故を防止すること。

(3) 個人情報の種類に応じて保管期間を定め、管理の必要がなくなった個人情報について、速やかに、廃棄又は消去すること。ただし、歴史的史料の保存を目的とする施設において当該目的のために保存されることとなるものについては、この限りではない。

(管理責任者の設置)

第9条 財団は、個人情報の適正な管理及び保管を行うため、個人情報保護管理責任者（以下この条において「管理責任者」という。）を置かなければならない。

2 管理責任者は、財団が保有している個人情報を適正に管理し、かつ、個人情報保護のため必要な措置を講じなければならない。

(外部委託の保護措置)

第10条 財団は、正当な理由に基づき、個人情報取扱事務を事業団以外の者に委託する場合は、あらかじめ、審議会の意見を聴いた上で、個人情報を保護するため必要な措置を講じなければならない。

(受託者の責務)

第11条 財団から個人情報取扱事務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、財団に準ずるものとして、当該事務を行うものとする。

2 受託者は、個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失、盗用等の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 受託者は、受託した業務の範囲外の個人情報の加工若しくは再生又は再委託をしてはならない。

4 受託者は、受託した事務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならず、又は不当な目的に使用してはならない。当該委託事務が終了した後も同様とする。

(開示の請求)

第12条 市民は、財団が管理している自己情報の閲覧若しくはその写しの交付又は視聴若しくはその複製の交付を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、前項の規定にかかわらず、本人に代わって自己情報の開示を請求することができる。

(開示しないことができる個人情報)

第13条 財団は、法令等の規定により開示することができないとされるもののほか、開示の請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該個人情報を開示しないことができる。

- (1) 診断、判定、指導、選考、推薦、相談その他個人に対する評価又は判断に関する事務に係る個人情報であって、本人に開示することにより当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあり、かつ、本人に開示しないことが正当であると認められるもの
 - (2) 取締り、捜査、争訟その他公共の安全の確保及び秩序維持に関する事務に係る個人情報であって、本人に開示することにより当該事務の適正な執行に著しい支障を生ずるおそれがあり、かつ、個人の生命、身体、財産等の保護に著しい支障が生ずるおそれがあるもの
 - (3) 本人以外の第三者である個人が識別される個人情報であって開示することにより当該第三者の権利利益を侵害するおそれのあるもの
 - (4) 前3号に定められるもののほか、財団が、審議会の意見を聴いた上で、開示しないことについて公益上の特別の理由があると認められるもの
- (部分開示及び期間経過後の開示)

第14条 財団は、開示の請求に係る個人情報に、前条の開示しないことができる情報が記録されている場合において、当該部分を可能な限り分離することができ、かつ、分離することにより開示請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、開示しないことができる個人情報を除いて開示しなければならない。

- 2 財団は、前条各号のいずれかに該当する個人情報について、期間の経過により開示しないことができる理由が無くなったときは、当該個人情報を開示しなければならない。この場合において、開示することができる時期が容易に分かるときは、あらかじめ、その時期を示さなければならない。
- (訂正等の請求)

第15条 市民は、自己情報について、事実の誤り又は不正確な記載があると認められる場合は、財団に対し、当該自己情報の記載の訂正を請求することができる。

- 2 市民は、自己情報を、財団が第4条の規定による原則を超え、又は第5条の規定によらないで自己情報を収集したと認めるときは、財団に対し、当該自己情報の削除を請求することができる。
- 3 市民は、自己情報について、財団により第7条第1項又は第2項の規定によらないで目的外利用等をされ、又はされるおそれがあると認められる場合は、財団に対し、当該目的外利用等の中止又は事前の差止めを請求することができる。
- 4 第12条第2項の規定は、前3項の請求について準用する。

(開示の請求手続)

第16条 自己情報の開示を請求する者（以下「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書に、当該請求に係る自己情報の本人又はその法定代理人であることを証する書面を添えて、財団に提出しなければならない。

- (1) 請求者の氏名及び住所
 - (2) 開示の請求に係る自己情報の記録の名称及び内容
 - (3) その他財団が定める事項。
- 2 自己情報の訂正、削除、目的外利用等の中止又は事前差し止め（以下「訂正等」という。）の請求をする場合も、前項と同様とする。

(開示の請求に対する決定等)

- 第17条 財団は、第12条の規定による自己情報の開示の請求があった場合は、当該請求があった日から起算して14日以内に、当該請求に対する開示又は開示をしない決定を行い、当該請求者に対し、速やかに、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。
- 2 財団は、前項に規定する期間内に開示又は開示をしない決定を行うことができない相当な理由がある場合は、当該開示請求があった日から起算して60日を限度として、当該期間を延長することができる。この場合において、財団は、速やかに、請求者に対し通知しなければならない。
- 3 財団は、第1項の規定により、開示の請求に係る自己情報の全部又は一部について開示をしない決定をしたときは、同項の通知書にその理由及び不服申立ができる事項を記載しなければならない。
- 4 財団が、第1項に規定する期間(第2項の規定によりこの期間が延長された場合にあっては、その延長後の期間)内に開示の決定又は開示しない決定をしないときは、請求者は、当該請求者に係る自己情報について開示をしない決定があったものとみなすことができる。

(第三者の保護)

- 第18条 財団は、開示の請求に係る個人情報に国、地方公共団体及び請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する個人情報が記録されているときは、当該個人情報に係る第三者に対し、開示の決定に先立ち当該開示の請求に係る個人情報の表示その他細則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 財団は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が、当該個人情報の開示に反対の意見又は意思を表示した意見書を提出した場合において、開示の決定をするときは、開示の決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも14日の期間を置かなければならない。この場合において、財団は、開示の決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を、直ちに、当該第三者に対し通知しなければならない。

(開示の方法)

- 第19条 財団は、第17条第1項の規定により開示の決定をした通知に、開示する日時及び場所を指定し、速やかに、当該開示の請求に係る自己情報の開示をしなければならない。
- 2 前項の自己情報の開示は、個人情報の種類に応じて、閲覧若しくはその写しの交付又は視聴若しくはその複製の交付により行うものとする。
- 3 財団は、閲覧の方法による個人情報の開示に当たり、当該個人情報を記録した文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより行うことができる。

(訂正等の請求に対する決定等)

- 第20条 財団は、第15条の規定による請求があった場合は、当該請求があった日から起算して14日以内に必要な調査を行い、当該請求に係る自己情報の訂正等を行う旨又は行わない旨を決定し、速やかに、当該請求者に通知しなければならない。この場合において、財団が、訂正等を行わない旨の決定をしたときは、当該通知書にその理由及び不服申立ができる旨を記載しなければならない。
- 2 第17条第2項は、訂正等の請求に対する決定について準用する。

3 財団は、自己情報の訂正等の決定をした場合は、速やかに、訂正等の措置を講じなければならない。当該自己情報が外部提供されている場合は、提供先に対し、速やかに、当該自己情報の訂正等の措置を講ずるよう指導しなければならない。

4 財団は、請求者の自己情報の削除を行った場合において、不適正な収集が他の個人についても同様に行われていると認めるときは、自主的に当該個人情報の削除の措置を講ずるよう努めなければならない。

(費用負担)

第21条 個人情報の開示及び訂正等の請求に係る手数料は、無料とする。ただし、個人情報の写し又は複製の交付を行う場合は、当該個人情報の写し若しくは複製の作成又はこれらの送付に要する実費は、請求者の負担とする。

(立入調査等の協力要請)

第22条 理事長は、事業者が個人情報の取扱いについて、不適切な行為を行っている疑いがあると認められるときは、当該事業者に対し、説明又は関係資料の提出を求め、立入調査等の協力を求めることができる。

(是正等の勧告及び公表)

第23条 理事長は、事業者が個人情報の取扱いについて、著しく不適正な行為を行っていると認められるときは、当該事業者に対し、その是正又は中止を指導し、又は勧告することができる。

2 理事長は、事業者が前項の規定による指導又は勧告に従わないときは、あらかじめ、当該事業者意見に意見を述べる機会を提供するとともに、審議会の意見を聴いた上で、その事実を公表することができる。

(苦情の申出)

第24条 財団は、個人情報の取扱いに関して、苦情の申出があったときは、速やかに、処理するよう努めなければならない。

2 財団は、前項の申出を受け、必要があると認めるときは、速やかに、審議会の意見を聴いて適切な措置を講ずるものとする。

(不服申立て)

第25条 この規程の規定による自己情報の開示又は訂正等の請求に対する財団の決定に不服のある者は、財団に対し、不服申立をすることができる。

(不服申立に対する措置)

第26条 財団は、前条の不服申立があった場合は、当該不服申立を容認するとき、又は明らかに不合法であることを理由として却下するときを除き、速やかに、戸田市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に対し、諮問しなければならない。

2 財団は、審査会の答申に対する決定を行った後、直ちに、不服申立をした者に対し、決定書を送付しなければならない。

(実施状況の公表等)

第27条 理事長は、この規程の実施状況について、毎年度これを公表しなければならない。

2 財団は、個人情報の検索に必要な資料を作成し、市民が容易に利用できるようにしなければならない。

(他の法令等との調整等)

第28条 この規程は、法令等の規定により、情報の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる個人情報の閲覧及び写しの交付については、適用しない。

2 この規程は、前項に規定するもののほか、市の図書館、郷土博物館その他の施設において、一般の利用に供することを目的として収録し、整理し、及び保存している個人情報の閲覧及び写しの交付については、適用しない。

(委任)

第29条 この規程の施行に関し必要な事項は、財団が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成13年11月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規程は、次に掲げる個人情報について適用する。

(1) 平成13年11月1日(以下「適用日」という。)以後に事業団の職員が職務上作成し、又は取得したもので事業団の職員が組織的に用いるものとして管理し、保有した個人情報

(2) 適用日前に事業団の職員が職務上作成し、又は取得したもので事業団の職員が組織的に用いるものとして管理し、保有している個人情報

(経過措置)

3 この規程の施行の際、現に事業団が行っている個人情報を取扱う事務に係る登録については、第6条第1項中「個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは」とあるのは、「個人情報取扱事務については」と読み替えて同項の規定を適用する。

4 この規程の施行の際、現に事業団が行っている個人情報の収集等については、この規程の相当規程により行ったものとみなす。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。